

傷害保険の保険事故 (二)

松 田 武 司

目次

はじめに

第1章 傷害保険の保険事故の構造と分類

I 問題の所在

II 傷害保険の保険事故

III 改正法の内容

IV 傷害保険の保険事故の見直し

V 傷害保険の保険分類上の位置

VI 小括 (以上第43巻1号)

第2章 傷害保険の偶然性と立証責任 (以下本号)

I 問題の所在

II 最判平成13.4.20およびその前後の判決例

III 学説

IV 立証責任問題に関する私見

V 傷害保険法の影響

補遺 災害別表と立証責任

VI 小括

第3章 傷害保険の外来性と因果関係 (以下次号)

I 問題の所在

II 傷害保険における外来性と因果関係

III 平成19年最高裁判決の意義

IV 小括

第2章 傷害保険の偶然性と立証責任

I 問題の所在

(1) わが国の傷害保険には損保型傷害保険と生保型傷害保険の二つの型があるが、いずれも保険事故について急激性、偶然性、外来性を要件と

している点、および「保険金が支払われない場合」として、保険事故が被保険者の故意によってもたらされた場合を挙げている点においては共通している。偶然性については、一般的にはその意味を「被保険者にとって原因または結果が予知できないこと」と説かれており、それは「被保険者の故意によらないこと」⁽¹⁾と同義であると解されている⁽²⁾。その結果、保険事故が偶然か故意によるものかのいずれとも決めがたいノンリケットの場合の証明責任は、法律要件分類説に抛れば、保険事故が「偶然の事故によること」(被保険者の故意によらないこと)は権利発生要件として保険金請求者に証明責任があり、一方で「被保険者の故意によること」は、これを免責条項と解すると権利障害要件として保険者に証明責任が分配されることとなって、同一事実につき表裏両面から訴訟当事者双方に証明責任が課せられるという矛盾が発生するとされている⁽³⁾。この問題は、傷害保険の保険事故の偶然性にまつわる立証責任問題としてかねてから下級審判決や学説において請求者責任説と保険者責任説に分かれていたところ、最判平成13.4.20が請求者責任説に立つとの判決を下した。その結果、その後の下級審は請求者責任説に収束する動きをみせているが、学説については、最判平成13.4.20の判旨、結論に対する強い批判もあり、また最判平成13.4.20の事案がモラルリスク性の強いものであっただけにその射程をどのように理解するかという問題もあって、学説への影響はまだ未定という状況にある。ところが、そこへもって、傷害保険契約に関する明文規定を新設した保険法が、保険事故については約款に委ねるとする一方、被保険者による保険事故の故意招致を免責事由とする条項を任意規定として明記したため、最判平成13.4.20でいったん固まりかけた請求者責任説が新立法によりどう影響されるのか(それとも影響されないのか)が新たな問題として提起されることとなった。その解明のために、改めて今一度、最判平成13.4.20を含め、その前後における下級審裁判例、学説の動向についての検証を試みたのが本章の趣旨である。

(2) 参考までに、損保型傷害保険を代表する普通傷害保険約款および生保型傷害保険を代表する災害割増特約約款における保険事故にかかわる

条項（第1章9頁参照）の中で、偶然性に関する箇所（下線）を抜粋したものを改めて掲示する。

①損保型傷害保険：普通傷害保険約款

第1条（当会社の支払責任） ① 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い死亡保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1） ① 当会社は、次の事由によって生じた傷害については、保険金を支払いません。

（1）保険契約者または被保険者の故意

②生保型傷害保険：災害割増特約約款

第1条 災害死亡保険金

（支払事由） （1）災害死亡保険金 つぎのいずれかを直接の原因として被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき

①責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。）

（災害死亡保険金を支払わない場合） 次のいずれかにより支払事由に該当したとき

（i）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が憎悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします〔災害別表は省略〕。

註

- (1) 江頭憲次郎『商取引法（第3版）』493頁（弘文堂、2002）、西島梅治『保険法（第3版）』385頁（悠々社、1998）、石田満『保険契約法の理論と現実』299頁（有斐閣、1987）
- (2) 山下友信『保険法』450頁（有斐閣、2005）、金澤理『保険法（下）』450頁（成文堂、2005）、石田・前掲（註1）299頁
- (3) 江頭・前掲（註1）440頁、山下・前掲（註2）451頁、西島・前掲（註1）391頁
- (4) 学説および裁判例の分類に際して、論者により用語が異なっている。本稿では請求者責任説 vs 保険者責任説としたが、前者を請求原因説、権利根拠説、保険金請求者負担説など、後者を抗弁説、抗弁事由説、保険者負担説などとするものもある。

II 最判平成13.4.20およびその前後の裁判例

1 最判平成13.4.20までの裁判例

(1) 最判平成13.4.20までの下級審裁判例の状況は、全般的には請求者責任説を優勢としながら、保険者責任説に立つ反対意見にも見るべきものがあり、いわば混沌状態にあった。立証責任分配問題に着目し、最判平成13.4.20までの下級審裁判例の体系的分析を試みた先行研究はいくつか見られるが、最判平成13.4.20が明確に今後の方向性を示したことにより、裁判例分析は一応の決着を迎えたといえる。本稿では、これまでとりあげられてきた裁判例の一部を代表的に紹介するにとどめる。

(一) 請求者責任説に立つもの

① 東京地判平成3.7.4（判タ779号268頁）請求棄却

本件は、生保型傷害保険（災害割増特約）の被保険者の女性が深夜に自宅マンション4階から転落死した事件である。判旨は、同約款の災害別表には「不慮か故意かの決定されない高所からの転落」が除外されていることに鑑み、保険金請求者は当該事故が急激かつ偶発的な外来の事由に起因するものであること（いわゆる災害起因性）についての立証責任を負い、他方、保険者は当該事故が被保険者の重大な過失によるものであることに

ついでに立証責任を負うとした。

②福井地武生支判平成5.1.22（判タ822号261頁）請求棄却

本件は、損保型傷害保険（普通傷害保険）の被保険者が乗用車で運行中、県道から幅員の狭い農道に進入し、堤防を乗り越えて川に転落死した事件である。判旨は、傷害保険は被保険者の負傷・死亡自体が保険事故となるものではなく、不慮の事故による被保険者の負傷・死亡が保険事故となるものであり、したがって、本件事故が不慮の事故すなわち自殺でないことは、保険金請求者が立証責任を負うと解すべきであるとしたうえで、自殺かどうかは被保険者の意思にかかわることであり、厳密にその立証をすることは困難であるから、事故の態様その他周辺の事情により、自殺でないことが推認できれば良く、そのような推認ができれば、逆に保険者の方で自殺を疑わせる別の事情を立証すべきであるとした。

③福島地いわき支判平成8.10.24（判タ967号230頁）請求棄却

本件は、自動車運転中の損保型傷害保険（普通傷害保険）の被保険者が埠頭から海中へ転落し、溺死した事件である。判旨は、保険約款は給付の要件を急激かつ偶然な外来の事故あるいは不慮の事故に起因して死亡した場合と明確に規定しており、自殺によるという事実は偶然ないし不慮によるという事実とは、直接相反するものであって、決して両立するものではないことに照らせば、自殺によることが上記要件に該当しないことは明白であり、その要件事実を有利に援用しようとする当事者が立証責任を負うものであり、それを転換すべき理由はないとする。そして、その立証のためには、それらの要件事実と直接相反するもので決して両立しえない事実である自殺につき、その疑いがないこと、少なくともその疑いが極めて乏しいことを原告において立証する必要がある。そして、被保険者の故意による場合に保険金を支払わないとする約款条項の趣旨は、故意による事故が偶然ないし不慮の事故に該当しないことを注意的に規定したものにすぎず、免責要件という形で立証責任の転換をはかったものではないとする。

④高松高判平成10.6.15（判タ986号286頁）控訴棄却

本件は、全労災の生命保険共済契約の被共済者が、マンションの6階から転落死した事件である。原審（高松地判平成10.2.26）は、本件事故が災害別表から除外されている「不慮か故意かの決定されない高所からの転落」に該当するとして請求棄却の判決を下した。判旨は基本的に原審の論拠を引用し、共済金請求者は事故が被共済者の故意によるものでないことの立証責任を負うが、その証明は、厳密であることを要せず、故意でないことを推認させる事情を証明すれば足り（一応の証明）、これに対し、共済者は故意を疑わせる別の事情を立証すべきものと解するのが相当であるとした。

（二）保険者責任説に立つもの

⑤神戸地判平成8.7.18（判時1586号136頁）認容

本件は、共済保険の被共済者が米国出張中に宿泊先のホテルから転落死した事件である。当該共済契約では、生保型傷害保険と同じく不慮の事故と分類提要による災害別表を用いた共済事故概念を定め、他方で被保険者の故意を共済金を支払わない場合として定めている。判旨は、本件の転落事故は自殺、他殺のいずれとも決し難いと事実認定した上で、本件規約では、故意か否かが決定されないという事実状態は、表面的には、一方では権利根拠規定とされ、また一方では権利障害規定とされるという矛盾を包蔵していると指摘し、故意による場合を免責条項とする規定との整合性を保つように解釈すれば、請求者が分類提要所定の事故であることを立証すれば、事故が故意によることは保険者が立証すべき抗弁事由に当たるとし、故意によることの立証がないとして請求認容した。

⑥神戸地判平成8.8.26（判時934号275頁）認容

本件は、⑤と同じ事件の損保型傷害保険（海外旅行傷害保険）を対象としたものであり、合議制であるがその裁判長裁判官を単独制の⑤の裁判官とするものである。判旨は、被保険者の故意を抗弁事由と解するのが本件約款の規定の体裁に照らして最も素直な解釈であるとし、その理由として被保険者の故意が地震・噴火・津波等、保険金受取人の故意など事故発生

に関する急激・偶然・外来の3要件と両立する事由と一緒に掲げられていることをあげている。また、その他の理由として、被保険者の故意によるかどうかは証拠上不明である場合に、請求原因事実の立証がないものとして保険金請求が棄却されるという結果は、傷害保険の本質に合致しないし、保険金受取人に思わぬ不利益を課することになりかねないことをあげている。また、一方で被告が主張する請求者責任説を否定する理由として、およそ保険というものは常に偶然に発生する事実を保険事故とするのであって、傷害保険だけに生命保険とは異なる特異な本質を見出すことはできないこと、生命保険では免責事由の自殺行為が請求権発生の障害事実と解されていることと同様の解釈を採用することは傷害保険の本質に矛盾抵触するものではないことをあげている。

⑦大阪高判平成11.3.18（判時1691号143頁）原審判決中控訴人敗訴部分取消、被控訴人請求棄却

本件は⑥の控訴審である。判旨は、事実認定を改め、自殺と認定したことにより原審は覆されたが、立証責任に関する見解はむしろ原審に近いものがある。その点についての判旨はつぎのとおりである。不慮の事故が故意による傷害や自殺による傷害以外のものを指すと考えることは、約款に保険金を支払わない傷害を列挙している意味が失われ、偶然の事故であってもなおその例外として保険金を支払わない事由を列挙して免責を認めたものといえる。そうすると、偶然の事故とは外形的、類型的に被保険者の予期しない事故または意図しない事故であってこれにより偶然性を備えた一応認定ないし証明し得る事故を指すというべきである。それ故、例えば、溺死、転落死、轢死などを主張立証すれば足りる。しかし、判旨は、これをもって偶然性に対する一応の証明で足りると説明することについては、わが国の証明責任の判例理論では、真偽不明の場合、最終的には保険金請求者が故意や自殺によらない偶然の事故であることを証明する責任を負うことになり正確さを欠くことになるとして、これを退けた。すなわち、当判旨においては、一応の証明と偶然の事故の外形的、類型的な証明とは異なるものようである。

⑧東京地判平成11.5.17（判時1714号146頁）認容

本件は、生保型傷害保険（傷害特約）の被保険者が行方不明となり、約4年後に偶然、山間部の有料道路脇の崖下から自家用車とともに遺体で発見された事件である。判旨は、立証責任の分配は実定法上の規定や法体系全体に照らして、統一性、適合性を有するよう解釈すべきであるとする。そして、損害保険、生命保険とも被保険者の故意を免責事由として保険者において立証責任を負うとしており、これらの規定との整合性を考慮すると、傷害保険における故意または重大な過失は保険者の免責事由を定めたものと解するのが相当であるとする。その結果、保険事故における偶然性とは保険事故の必然的な性質を説明しているにすぎないと解すべきであり、請求者に偶然性についての立証責任を課したものとまで認めるのは相当ではないとする。そして、その理由として、請求者に偶然性の立証を求めるのは困難（偶然性の立証は故意の立証より難しいばかりか、証拠の収集能力、分析能力において請求者と保険者には格段の差がある）を強いることとなり、その立証ができない場合は、保険者は支払免責事由について立証することなく保険金支払を免れる結果となることをあげる。なお、本件の控訴審（東京高判平成12.1.20）は故意か不慮かにつき不明とは見ずに、偶然の事故であると認定し、保険者による控訴を棄却しており、立証責任分配の問題には立ち入っていない。

（2）この時期の裁判例の特徴を敢えて挙げるとすれば、判例における立証責任分配の基準として法律要件分類説が立っている⁽⁶⁾だけに、下級審はその基準に従う限り、保険事故条項の偶然性要件を無視しえず、当然に請求者責任説が導かれることとなり、その枠組みの中で、被保険者の故意による場合の保険金不払条項の意味をどう解するか、請求者責任説を採るとしてもモラルリスクの乏しい事案において請求者の過重な証明負担にどう対応するかという問題に直面したといえる。保険金不払条項の意味づけについては、前出裁判例③のように注意規定と位置づけるしかなくかつそれが正しいと考えるが、その論旨の説得力を高めるためには保険金不払条項に掲示される複数の項目のそれぞれについて内容の細部に立ち入った分析が

必要と考えるが、それを満たしたものは見受けられない。また、権利根拠規定と権利障害規定との対立構造が、普遍的リスクを担保し被保険者の故意を限定的に担保除外する生命保険契約と限定的リスクを担保しその中でさらに限定的担保除外する傷害保険契約とでは根本的に異なることの分析、言及も乏しいように思われる。もっとも、これらの点は、後述する学説にも共通して見受けられる点であり、保険金請求者を訴訟弱者としその保護に傾きがちな学説の現状を反映しているといえなくもない。また、保険金請求者の証明負担の軽減については、軽減措置を是とする裁判例では外形的、典型的に証明すれば足りるとの表現によりこれを説くが、それが具体的にどの程度の証明を意味するのかは必ずしも明らかではなく、裁判例⑦のように溺死、転落死、轢死などの事実だけでよしとするのか（筆者は、これでは形式的にすぎ、軽減しすぎと考える）、また、一応の証明と同じものか異なるのか（裁判例⑦は異なるとしている）、異なるとするればそもそも一応の証明とはいかなるものか、どちらの証明度がどの程度厳しいのかといった問題があろう。

2 最判平成13.4.20の内容

(1) 平成13年4月20日、一つの同じ事件について損保型傷害保険および生保型傷害保険に関する2つの最高裁判決⁽⁷⁾が下された。これらは、傷害保険の偶然性の立証責任に関する初めての最高裁判決であり、以後の下級審判決に大きな影響を及ぼすと思われたことから、学説の反応が注目された。2つの判決は、保険契約内容の違いによるもので、若干の表現の差異を除けば実質的に同文といえるものであり、以下、損保型傷害保険に関する判決をもって論述する。

[事実の概要]

防水建築請負等を業とするX株式会社の代表取締役Aは、平成6年4月～平成7年9月の間、損害保険会社Y2～Y5との間で4件、合計保険金額35,000万円の普通傷害保険⁽⁹⁾に加入した。普通傷害保険の保険約款では、保険事故は急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害とされており、他

方、被保険者の故意による事故招致が保険者の保険金不払事由とされている。平成7年10月31日、Aは防水工事に従事中のビル屋上から転落し、脊髄損傷等により死亡した。そこで各保険金受取人は傷害死亡保険金を請求したが、各損害保険会社は、本件事故は自殺によるものであるとして支払を拒否した。

第1審は、本件転落は、その態様からして自殺によるものと認定し、X1らの請求を棄却した。原審は、偶然な外来の事故に該当する事故発生の事実については、文理上また立証の難易等からする当事者間の公平という観点からも、請求者側にその立証責任があるとしたうえで、短期間に多数、多額の保険に加入した経緯、その際Aが申し出た契約条件等に異例とも見られる点があること、本件転落当日のAの不自然な言動、さらに、芳しいものでなかった当時のAの健康状態等の事実からすると、本件転落は自殺行為である疑いが濃厚であり、本件転落が急激かつ偶然な外来の事故によるものであるとする支払責任条項の要件を充たしていないことになるとして、控訴を棄却した。

[判旨] 上告棄却

「本件各約款に基づき、保険者に対して死亡保険金の支払いを請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。けだし、本件各約款中の死亡保険金の支払事由は、急激かつ偶然な外来の事故とされているのであるから、発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となる恐れが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。本件各約款のうち、被保険者の故意等によって生じた傷害に対しては保険金を支払わない旨の定めは、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものととどまり、被保険者の故意等によって生じた傷害であることの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである。」

なお、本件判決には亀山継夫裁判官による下記の補足意見がある。

「本件各約款の合理的解釈としては、法定意見のいうとおり、保険金請求者の側において偶然な事故であることの主張立証責任を負うべきものと解するのが相当である。しかしながら、本件各約款が、保険契約と保険事故一般に関する知識と経験において圧倒的に優位に立つ保険者側において一方的に作成された上、保険契約者側に提供される性質のものであることを考えると、約款の解釈に疑義がある場合には、作成者の責任を重視して解釈するほうが当事者間の衡平に資するとの考えもありえよう。そして、かねてから本件のように被保険者の死亡が自殺によるものか否かが不明な場合の主張立証責任の所在について判例学説上解釈がわかれ、そのため紛争が生じていることは、保険者側は十分認識していたはずであり、保険者側において、疑義のないような条項を作成し、保険契約者側に提供することは決して困難なこととは考えられないのであるから、一般人の誤解を招きやすい約款規定をそのまま放置してきた点は問題であるというべきである。もちろん、このような約款がこれまで使用されてきた背景には、解釈上の疑義が明確に解消されないため、かえって改正が困難であったという事情があるのかもしれないが、本判決によって疑義が解消された後もなおこのような状況が改善されないとすれば、法定意見の法理を適用することが信義則ないし当事者間の衡平の理念に照らして適切を欠くと判断すべき場合も出てくると考えるものである」

(2) 最判平成13.4.20は、次の3点を骨子としている。

①傷害死亡保険金の支払事由は、急激かつ偶然な外来の事故とされているのであるから、発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件であり、立証責任は請求者が負うと解するべきである。

②そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大し、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがある。

③被保険者の故意を免責とする条項は、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものとどまり、保険者に被保険者の故意によるものであることの立証責任を負わせたものではない。

なお、生保型傷害保険の事案については、第一審では災害別表を立証責任分配の根拠として積極的に援用したが、原審ではそれを否定した。最高裁は災害別表には触れていないが、原審の考え方を是認したものの解すべきであろう。なお、災害別表の問題は本章末尾に補遺として検討している。

3 最判平成13.4.20以降の裁判例

最判平成13.4.20以後の傷害保険の保険事故の偶然性が関係する下級審裁判例の6件⁽¹⁰⁾についてみたところ、それらはいずれも保険金請求者説に立っており、そのうち4件が最判平成13.4.20を引用している⁽¹¹⁾。その意味で、まだ検証する件数は少ないものの最判平成13.4.20の既判力は確実に下級審に及んでいるといえよう。

註

- (5) 最判平成13.4.20以前の下級審裁判例の傾向を分析したものととして、播阿憲「傷害保険および生命保険の災害関係特約における偶然性の立証責任」文研論集124号203頁（1998）、笹本幸祐「人保における自殺免責条項と証明責任（四：完）」文研論集131号109頁（2003）
- (6) 中野貞一郎他編『民事訴訟法講義（第3版）』[青山善充] 340頁以下（有斐閣、1996）
- (7) ①損保傷害保険について
最判平成13.4.20（最高裁平成12（受）458号）判時175号171頁、判タ1061号68頁（原審 東京高判平成12.1.24、判タ1055号240頁、第一審 東京地判平成11.3.26、判タ1055号244頁）
②生保傷害保険について
最判平成13.4.20（最高裁平成10（オ）897号）判時1751号163頁、判タ1061号65頁（原審 東京高判平成10.1.26判タ961号264頁、第一審 東京地判平成9.5.29判タ982号263頁）
- (8) 西島梅治『生命保険契約法の変容とその考察』421頁（保険毎日新聞社、2001）
- (9) 本件には、別途、生命保険契約で9件・死亡保険金総額13.8億円につき自殺免責期間経過後の免責条項適用をめぐる訴訟（東京高判平成13.1.31金商1111号10頁）があるなどモラルリスク懸念の強さがうかがえる。

- (10) ①東京地判平成13.8.21判時1769号108頁、②名古屋高判平成13.8.29判タ1198号263頁、③大津地判平成13.8.28自動車ジャーナル1413号1頁、④松山地判平成13.10.29判タ1113号231頁、⑤神戸地判平成14.3.29判タ1145号232頁、⑥松山地今治支判平成16.3.11判タ1181号322頁
- (11) 前註(10)のうち最判平成13.4.20を引用しているのは②③⑤⑥であり、中でも②は、最高裁判決前の原審(福井地判平成12.11.9)が保険者責任説をとり認容との結論を下したのに対し、最高裁判旨を全面的に取り入れ、請求者責任説に転じた上で原審取消、被控訴人の請求棄却の判決を下している。

Ⅲ 学説

1 学説分類に関する先行研究

(1) 傷害保険の偶然性の立証責任に関する諸学説の分類を試みた先行研究⁽¹²⁾は少なくないが、概ね、請求者責任説と保険者責任説に2分し、それぞれについてその論拠の違いを整理する形を採るものが一般的である。もっとも、分類上の呼称は異なる⁽¹³⁾。なお、一応の証明による責任軽減説論者の見解を請求者責任説に含める場合と、含めずに3分類とする場合がある。本稿は基本的にはそれらと同じ区分方法としながら、論拠の整理の仕方を少し替えている。その趣旨は、諸学説の多くが、その結論の妥当性についての根拠は述べるものの、問題の前提として存在する矛盾をどう解決するかを明確に説かないとの印象を受けたことによる。すなわち、偶然性立証責任問題の発端は、約款の保険事故条項と保険金不払条項との間にみられる外形的な矛盾の存在を前提とするものであり、実質的には矛盾の存在をどのように否定するかという論拠の問題といえるため、その矛盾否定に請求者責任説、保険者責任説の論者がそれぞれどのような論拠を示しているかについて整理を試みた。そうすると、請求者責任説(A)とは、偶然性を要件とする保険事故条項を法的に意味あるものとし、被保険者の故意の保険金不払条項を免責規定(権利障害規定)とみなさない見解となり、その論拠が問題となる。保険者責任説(B)は、両条項がそれぞれ権利根拠規定、権利障害規定として並立することを認めることで実質的に矛

盾の存在を否定する見解となり、矛盾しないで並立するとする論拠が問題となる。なお、以上のいずれにも含まれない見解についてその他の見解(C)に含めた。

(2) 本稿における学説分類

A 請求者責任説

請求者責任説は、請求者に保険事故が被保険者の「故意によらない」ことを立証する責任があるとする。その論理的帰結として保険金不払条項は免責規定ではなく、確認的注意規定にすぎないと解釈に立ち、保険者に被保険者の故意の立証責任を認めないことで矛盾の存在を否定することになる。したがって、最判平成13.4.20はわが意を得たりということになったはずである。

最判平成13.4.20までに表明された請求者責任説論者の論拠⁽¹⁴⁾としては、⁽¹⁵⁾
①非故意性は傷害にとって概念本質的な要求であるとする見解がある。概念本質的の意味が、傷害保険であるかぎり保険事故条項に偶然性の文言がなくても結論は動かないとする意味だとすれば、⁽¹⁶⁾最右翼の見解といえようが、傷害保険の偶然性を約款規定ではなく社会通念に委ねることとなり、法律要件分類説から遠ざかるため、やはり現存する約款条項を無視するわけにはいくまい。また、②偶然性の立証責任が傷害概念規定の定立により保険金請求者に転換される結果、免責条項の権利障害規定としての意義が失われ、⁽¹⁷⁾確認的規定に変質したとする見解がある。本来的には保険者責任説とする点でB説と共通するが、結論としてはA説に含まれよう。

A説の典型は、③傷害保険約款においては保険事故が単なる「傷害」ではなく、「急激かつ偶然な外来の出来事による身体の損傷」とされていることに論拠を求めるとする⁽¹⁸⁾見解である。A説に求められるのは、②を別とすれば、なにゆえ保険事故条項を優先させたのか、また、そうだとした場合に矛盾関係の相手である保険金不払条項の意義についての言及であろう。なんとなれば、それがなければ、保険金不払条項に法的意義を見出し論拠としているB説論者と水掛け論に終わる(もっとも、B説論者にも同じ弱点があり、それゆえに水掛け論にとどまっている)。私見によれば、その論

抛は、最判平成13.4.20が断じたとおり被保険者の故意にかかわる保険金不払条項が当初から確認の注意規定として作成されたと解する点にある。そのことを明言する見解⁽¹⁹⁾としては、保険業界人による論稿の一部において早くから見受けられたものの、かかる見解で保険業界の足並みが揃っていたとは思えない点も窺われ⁽²⁰⁾、強力な見解となりえなかったように思われる。今後の研究が待たれるところである。

A説の論者には、「一応の証明」による保険金請求者の立証責任の緩和を併せ唱える論者が多い。しかし、「一応の証明」は、その厳密な定義をさて措き、請求者の立証責任負担を軽減させ、訴訟当事者の負担の公平化を図る効果の点に本旨があるが、具体的には訴訟実務においてどのようにどの程度に証明することが一応の証明として許されるべきかが明確にされない限り、総論的賛同にとどまらざるをえない。むしろ、現在は、詳細な研究が進むにつれ、否定的見解が増えてゆきつつあるのではなからうか。⁽²³⁾

B 保険者責任説

この学説は、被保険者の故意を免責事由すなわち権利障害事実と解し、保険者がその立証責任を負うとするものであるから、最初に請求者がなんらかの権利根拠事実の証明をなすことを前提とする。したがって、B説論者は、権利根拠事実として何の立証を請求者に求めるのかという点を明示することにより、権利根拠規定と権利障害規定（被保険者の故意）が並立することを論証しなければならない。

最判平成13.4.20までに表明された保険者責任説論者の論拠⁽²⁴⁾としては、①保険事故の偶然性の概念は概括的に定められた保険金支払事由であるとし、免責事由の被保険者の故意は特定の場合を例外的に保険金支払いの対象から除外する事由としての性格を持つものであると説く見解⁽²⁵⁾がある。しかし、通説は、偶然性を「被保険者にとって原因または結果が予知できないこと」と解し、これを「被保険者の故意によらない」と同義と解しているから、この見解では通説とは異なる偶然性の新たな意味を提示する必要がある。②偶然の事故を「外形的、類例的」な事故であればよいと解し、請求者による権利根拠事実としての偶然性の立証はその証明で足りる

とする見解⁽²⁶⁾がある。偶然性の意味を被保険者の「故意によらない」から実質的に離脱するものであり、内容的に同一事実の表裏関係はなくなるから矛盾は解消するが、あまりにも立証が容易になりすぎはしないかと点で疑問が残る。3要件のうち偶然性だけは変則的に取り扱うのが望ましいとする見解は、B説に属すると判断した。これらの見解は、急激性・外来性の立証責任は請求者に、偶然性の立証責任は保険者に分配するものであり、偶然性に関して立証責任の矛盾は発生しない。偶然性のみを特別取扱いする理由としては、③偶然性が消極的事実の証明であるためとする見解⁽²⁷⁾、また、論理的には請求者責任説になるとしながら、やはり保険者責任説に与し、④「急激・外来という客観的要素は保険事故を構成するが、偶然という主観的要素は故意の事故招致でないという免責事由の不存在ということ⁽²⁸⁾でみたとされるというように解釈はできないであろうか」とする見解⁽²⁸⁾がある。しかし、③に対しては、消極的事実の証明であることを理由に証明責任の分配を代えることには批判⁽²⁹⁾がある。また、④に対しては、免責事由としての故意は、偶発性の要件が充たされ保険金請求権が発生した時点で初めて問題となりうるものであり、故意の存在を保険者が立証できなかった場合に偶発性の要件が充足されるとするのは論理の筋道が逆転しているとする⁽³⁰⁾との批判がある。また、⑤急激かつ外来の出来事により損傷を被ったという事実があれば、死亡・傷害といった結果は経験則上元来は被保険者が自ら望むことではないから、偶然性の存在は事実上推定され、これを個別の場合に否定するのが保険者の免責事由該当の主張であるとし、このように解釈しないと被保険者の故意が保険者の免責事由として定められていることが無意味になるとする見解⁽³¹⁾がある。この見解は、死亡・傷害は被保険者が自ら望むことではないという経験則を立て、その援用⁽³²⁾に特徴があるが、かかる主観的経験則なるものが一応の推定における高度の蓋然性あるいは表見証明における定型的事象経過と同様に事実上の推認の確かさを根拠付けるものとみなしてよいかどうか疑問があり、仮にそれが認められたとしても、その経験則は、傷害保険金請求案件全体をマクロ的に捉えた場合は当てはまるとしても、現実に立証責任の分配が争われる自発契約、

多重契約、収入・資産に比して契約継続の困難が明白な高額保険金額設定、事業不振、人間関係トラブル、重篤な疾病といったいわゆるモラルリスク要素が顕現した個別案件の場面では、むしろ自らを傷つけても保険金を詐取せんとするとする保険事故の故意招致の蓋然性が高いというのが経験則ということもできる。経験則を用いた推定が結論を左右するほど重要な場合は、かかる経験則の存在そのものが厳密に精査されるべきであろう。

B説論者は、権利根拠事実と権利障害事実の並立説をとるものであるが、その場合に、権利根拠事実として請求者が証明すべき要証事実は何かということを確認に説くものは少ない。そのため、矛盾解消、両規定並立の論拠が定かではない。この論拠は、訴訟当事者の公平性という意味からの保険者責任論の妥当性の論拠とは区別され、法律要件分類説の枠内で権利根拠事実と権利障害事実を特定させる論拠である。保険事故条項の偶然性要件を法的意味のない確認の注意規定と解するのであれば、保険事故は社会通念としての傷害そのものとなりはしないか。その場合は、請求者は傷害（身体損傷）を被った事実を証明するだけで足り、保険者がその請求について抗弁する場合には、その根拠たるべき事由を最大もらさず約款に免責事由として明記することを前提として、保険者がその抗弁事由につき立証責任を負うことになる。これは、A説①見解と対極的な最左翼の見解というるが、筆者は賛同できない。それだけに、保険者が免責条項を設定したことにより立証責任が請求者から保険者に転換がなされたとする見解⁽³³⁾を含め、B説論者は、その場合の請求者の請求を根拠づける要証事実が何であるかを説く必要がある。

C 法律要件分類説以外の基準に立つ学説

わが国の判例が依拠する法律要件分類説は、ドイツの規範説⁽³⁴⁾に範を以て発展したが、その後利益衡量説からの強い批判を受け、それを一部取り込んで柔軟に変化しながらもいまなお通説の地位を守り今日に至っているのが現状とされている。利益衡量説⁽³⁵⁾に対しては、訴訟法学者の間でも、規範説批判⁽³⁶⁾の混入、利益衡量説による立証責任分配の基準が法律要件分類説⁽³⁷⁾

に比べて不明確であり、⁽³⁸⁾ 実用に耐えないといった反論があり、法律要件分類説にとって代わるには至っていない。しかし、傷害保険の立証責任問題における学説の中には、その全部または一部をこの利益考量説に準拠しているとみられる見解が少なくない（もっとも、一部準拠の場合は、修正法律要件分類説と利益衡量説との区別はつけがたい）。

最判平成13.4.20までに表明された見解でこのC分類に属するとみなしうる⁽³⁹⁾ 論者の論拠としては、例えば、結果として請求者責任説の結論に立ちながら、その根拠を、①受取人は日常生活上被保険者と密接な関係にあること、受取人の証拠への近さ、したがって証拠収集の容易さなどに求める⁽⁴⁰⁾ 見解、また、保険者責任説の結論に立ちながら、②「ただでさえ保険会社と保険金請求者の証拠の収集能力および分析力の差は格段に違っており、約款の不利益を請求者に負わせるべきではない」とする⁽⁴¹⁾ 見解もその部分だけをとらえれば、利益考量説に軸足を置いたものといえ、法律要件分類説の枠組みを前提としているA説、B説に含めるべきではない。利益考量説は、実質的利益衡量を主張する点で規範説の流れをくむ他の説とは異質であり、傷害保険における立証責任問題を論ずる場合にもその点の留意が必要である。

3 最判平成13.4.20に対する判例批評

(1) 最判平成13.4.20に対する判例批評は相当数発表されて⁽⁴²⁾ おり、今後とも増えるとみられるが、現在のところ多くは論旨、結論に批判的であり、かつその批判内容も重なっている。偶然性立証責任問題に関する学説は、最判平成13.4.20以前のものとは以後のものとを比較しても、明確に説を改めた例が見受けられないところから、最判平成13.4.20は学説にそれほど影響は与えなかったようであり、最判平成13.4.20に対する判例批評は、概ねそれまでの自説に従ってなされたものとみてよいであろう。

(2) 最判平成13.4.20に対する支持見解、反対見解の順で整理すればつぎのとおりである。各論者の指摘で特記すべきと考えられる点を抜粋表示した。頁数はいずれも註42掲載のものによる。

(i) 全面的支持見解

判例批評の中では、最高裁判決の結論、論旨ともに全面的に支持した見解⁽⁴³⁾は少ない。なお、最高裁判旨が論拠に対し説明不足と指摘された点に関し、その所以が私見と同じであるとすれば、私見は、ほぼ判旨に近いと考える。私見については後述する。

堀田2544頁は、ある規定を権利根拠規定と解するか権利障害規定と解するかという実体法規の解釈に当たって、実質的要素をも勘案する考え方が、訴訟法上も裁判実務でも一般的である。その場合の実体法規の解釈は、最終的には政策的な判断、すなわちどちらの当事者を勝たせた方が実体法規の趣旨からして「座り」がよいかの判断によるところが大きいとし、その際、約款は法規ではないが、契約としての側面に着目すれば、立証責任分配基準は契約の解釈に委ねられるのであるから、修正された法律要件分類説を援用することは契約の解釈として自然であり、かつ妥当であるとする。なお、志田原287頁は判例解説であるが、傷害保険に特異な性格を付与する事故の偶然性の存在を無視することは約款解釈として合理的とはいえない反面、故意不払条項を権利障害規定としてとらえなければならぬ必然性はないとし、保険事故に偶然性をとりこんだ以上、他の保険類型のように故意不払条項を権利障害規定と解する相当性が失われたとする⁽⁴⁴⁾。

(ii) 条件付または部分的批判を伴う判旨支持見解

次に、請求者責任説との結論には賛同するが、その論拠に条件を付したり部分的批判を伴う見解⁽⁴⁵⁾がある。このうち、甘利40頁は、本事件が損保型傷害保険訴訟では第1審、控訴審とも自殺認定されたことを指摘し、保険者による自殺の立証が相当程度なされた事件であるとして、被保険者の「自殺の可能性は相当程度において推認できるのであるから、それを否定する請求者が自殺ではないという偶然性を立証する責任があるといっている」としている。これは最高裁判決が立証責任程度について何ら言及していないことの理由付けとみられるため、自殺の推認が立たない事案でかかる判決を下す場合は、立証責任程度（の軽減）への言及がなければ認めら

れないとの見解であることを予想させる。しかし、一応の証明の根拠とされる消極的事実の証明の困難さについては訴訟法学者からの批判⁽⁴⁶⁾もあり、また、一応の証明そのものについては全面的判旨否定見解に立つ論者からの批判⁽⁴⁷⁾もある。

(iii) 全面的判旨否定見解

さらに批判色が強いものとして、請求者責任説の結論を否定する見解⁽⁴⁸⁾が多数みうけられる。もっとも、その根拠、批判の強さ加減は分かれる。

竹瀆109頁は、判旨は、保険者が支払を拒否するのは、保険金不正請求が疑われる事例のみであるという現状認識に基づく判断ではないかと推測し、それにより保険金請求者側の不利益が大きくなりすぎるのは問題であり、裁判所が保険者の実務に信頼を置くことは適切な場合もあろうが、法の解釈上、そのような前提の一般化は適切ではないとする。その結果、保険者に故意の立証責任を負わせる解釈が採られるべきであったとする。榊43頁は、間接証拠を総動員して故意の有無を推認するという手法がとられている訴訟実態に着目し、異常な状況から故意を推測することは可能であるが、正常な状況から非故意の心証が形成されるとは思えないとして、故意の存在の立証を求めた方が訴訟上有効かつ適切であるから、判旨と反対の結論を導くべきであったとする。小林登5頁は、保険者の規定、約款の規定の如何を問わず、被保険者の保険金請求権に関しては権利阻却事由として保険者が立証すべきことを前提として規定されており、立証責任の転換を勝手に行うことは許されないとして、判旨のように確認的注意的規定との解釈は、はなはだ疑問であり、決して正当な解釈とは思われぬとする。木下108頁は、判旨を特徴づけるものとしてモラルリスクに対する懸念を指摘し、不正請求が保険制度一般に認められる以上、傷害保険、災害関係特約がなぜ特別なのか、すでに多数整備された約款上の不正請求防御の法理、制度に加えてかかる立証責任の分配を与える必要性につき、加入者を害するおそれの程度と防御権とのバランスに具体的評価を示して説明されてしかるべきとする。福田293頁は、下級審の事実認定の状況から、本審ではノンリケットの事件とせず済ましえたところ、立証責任分

配に関し混迷気味の下級審に結論を示すために敢えて踏み込んだものにとらえ、本審の射程範囲はかなり狭いものとならざるを得ないとする。土岐28頁は、最高裁が保険金不払条項を確認的注意規定と断じたことに対し、まったく逆に、保険事故条項の偶然性を確認的注意規定と解することもできたはずであるとする。そして、かかる選択をした理由として、モラルリスク抑止という政策的判断があったとしている。遠山65頁は、最高裁が根拠としたモラルリスクに対する対応策の必要性は、傷害保険に限られるものではないとし、請求者側にもたらされる不利益はあまりにも甚大なものとなりえ、均衡を欠くとする。

註

- (12) 竹濱修「人保険における自殺免責条項」立命館法学1992年5・6号1070頁(1992)、山野嘉朗・判批・判評462号38頁(判時1603号200頁)(1996)、播・前掲(註5)、遠山聡「傷害保険契約および生命保険災害保険関係特約における偶然性の立証責任(一)」白鷗法学18号47頁(2001)、甘利公人「判批」判評518号35頁(判時773号197頁)(2003)、笹本・前掲(註5)、岡田豊基「傷害保険契約における偶然性の立証責任」損害保険研究65号1・2巻335頁(2003)、志田原信三・最高裁判所判例解説・法曹時報56巻3号792頁(2004)
- (13) 例えば、請求原因説 vs 抗弁説(あるいは抗弁事由説)がある。これは、矛盾する両面に光を当てた分け方と推測されるが、本文で指摘したように抗弁事由説に立つ場合には別に請求原因がなければならず、請求原因と抗弁事由は並存する概念である。
- (14) 大森忠夫『保険契約法の研究』120頁(有斐閣、1969)、山下丈「傷害保険契約における傷害概念(二・完)一傷害保険法の基礎的研究(一)」民商75巻6号883頁(1976)、古瀬村邦夫「生命保険契約における傷害特約」ジュリ769号134頁(1982)、田辺康平『新版現代保険法』274頁(文真堂、1995)、石田・前掲(註1)301頁、松本博之「保険金請求訴訟における証明責任と具体的事実陳述義務」倉澤康一郎他編『岩崎稜先生追悼論文集・昭和商法学史』673頁(1996)、山野・前掲(註12)38頁、宮川博史「保険事故と証明責任」金澤理他編『裁判実務体系26損害保険訴訟法』134頁(青林書院、1996)、出口正義「判批」損害保険研究60巻4号236頁(1996)、西島・前掲(註1)380頁、播・前掲(註5)251頁、笹本・前掲(註5)144頁、江頭・前掲(註1)440頁

- (15) 山下丈・前掲(註14) 900頁
- (16) 船越隆司・「実定法秩序と証明責任(36・完)」判評443号153頁(判時1546号)(1996)も同趣旨と考えられるが、根拠として商法629条をあげる点に難がある。
- (17) 播・前掲(註5) 251頁
- (18) たとえば、大森・前掲(註14) 120頁
- (19) 安田火災編『傷害保険の理論と実務』147頁以下(安田火災、1980)。本書では、「免責項目」の表題の下での記述において、「被保険者の故意」、「自殺行為」、「脳疾患、疾病、心神喪失」、「妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療措置」を「念のための規定」であるとしている。また、1992年6月1日付傷害保険約款改定では、第3条1項7号の大気汚染、水質汚濁等の環境汚染が削除されたが、その理由として、「現行7号は念のための規定であり、削除(第1項の担保事故の解釈に委ねることとした)」とされている(インシュアランス誌1992年6月11日10頁)。
- (20) 例えば、東京海上編『損害保険実務講座第6巻新種保険』[草刈久太郎]115頁(有斐閣、1956)では、被保険者の故意は真の免責事由と読み取れる書き振りである。
- (21) かかる矛盾する約款を製作したときに、保険業界内部で立証責任の問題がどのように論じられたのかについて筆者の研究は及んでいない。識者にご教示願いたいところである。
- (22) 大森・前掲(註14) 120頁、古瀬村・前掲(註14) 144頁、西島・前掲(註1) 380頁、石田・前掲(註1) 頁、田辺・前掲(註14) 274頁、出口・前掲(註14) 236頁
- (23) 証明水準として、原因事故そのものの証明、事実上の推定、一応の推定との相違点、その前提として、何をもって蓋然性の高い経験則とするのか、あるいは定型的事象経過とするのかなど、内容の具体化が求められているといえよう。また、保険者に権利障害事実としての抗弁を認めない請求者責任説において、請求者の証明度を下げることの意義も問われるべきである。
- (24) 西島梅治『保険法(新版)』392頁(悠々社、1991)、船越・前掲(註16) 8頁、中西正明『傷害保険契約の法理』26頁、72頁((有斐閣、1992年)、山下友信「判批」ジュリ1044号132頁(1994)、竹瀨修「保険事故招致免責の主観的要件」保険学雑誌547号42頁(1994)、山野嘉朗「保険事故一偶然性」同編『傷害保険の法理』116頁(損害保険事業総合研究所、1994)、小林俊明「判批」・ジュリ1090号159頁(1996)
- (25) 中西「判批」判評414号68頁(判時1458号)(1993)。この見解の発想を進展させ、偶然性を「被保険者の故意によらない」と解する理解から離脱し、より広い概念であると説明することが可能であれば、活路を見出すことにな

- ろう。
- (26) 本章7頁の⑦大阪高判平成11.3.18がこの見解と発想を同じくしている。保険者責任説に立つ場合、請求者は権利根拠事実として何を証明することが必要であり十分かと問えば、この見解に収斂することになる。
- (27) 西島・前掲(註24)。ただし、西島・前掲(註1)では請求者責任説に見解を改められている。
- (28) 山下友信・前掲(註24)134頁。山下教授は、このほかに、「保険事故の記載が実体法上規定されていても、その立証責任については、手続法・証擧法の観点から所在が決められてよいという考え方もありうるのではあるまいか」と論拠を模索されている。
- (29) 松本博之「証明責任の分配」『新実務民事訴訟法講座2』269頁(日本評論社、1981)は、消極的事実の証明の困難さは自由心証主義の下においてはすでに克服されたとし、積極的事実の証明であっても間接証明に頼らざるをえないときの立証の困難さと比較し、ことさら消極的事実の場合が困難ということではないとする。
- (30) 堀田・判研・法学協会雑誌119巻12号2542頁(2002)
- (31) 竹濱・前掲(註24)42頁
- (32) 笹本・前掲(註5)145頁
- (33) 山野・前掲(註12)41頁
- (34) 竜崎喜助「証明責任の分配」『講座民事訴訟法5証擧』89頁(弘文堂、1983)は、「わが国の証明責任論は、多岐多様であり、正確に分類して整理することは困難な状況にある」とする。本文で用いた利益均衡説も利益考量説、利益均衡説など呼称、文字が定まっていない。
- (35) 利益衡量説による批判は、①権利障害規定は、実体法上、権利根拠規定と区別できない、②間接反証は、多くの事例で立証責任の分配を変更する、③証明責任の分配は、証擧との距離、立証の難易等の実質的利益衡量によって行われるべきである、などである。
- (36) 近時有力になっているのは、法律要件分類説による権利根拠事実、権利障害事実、権利滅却事実の3種の事実の区別は一応維持しつつ、立法趣旨や当事者間の公平の観点からの解決論による大幅な修正を認める修正法律要件分類説であるとされている(小林秀之『民事訴訟法が分かる』217頁(日本評論社、2003))。
- (37) 松本・前掲(註29)341頁
- (38) 中野他編・前掲(註6)341頁、小林秀之・前掲(註36)217頁
- (39) 神原和彦「災害保障契約における契約関係者の保険事故招致による免責に関する一考察」保険学雑誌494号42頁(1981)
- (40) 神原・前掲(註39)594号

- (41) 小林俊明・前掲(註24) 162頁
(42) 最判平成13.4.20の判例批評、判例解説あるいはそれにかからめて偶然性の立証責任について論じたものとして下記の論文がある。

遠山聡「傷害保険契約および生命保険災害関係特約における偶然性の立証責任(一)」白鷗法学18号47頁(2001)、甘利公人「判批」法学教室254号112頁(2001)、山野嘉朗「傷害保険における偶然性の立証責任と最高裁判例一問題点と今後の課題一」生保論集137号(第一分冊)28頁(2001)、木下孝治「判批」ジュリ1224号107頁(2002)、甘利公人「判批」判例評論518号35頁(2002)、木下孝治・判批・ジュリ1224号107頁(2002)、西島梅治『生命保険契約法の変容とその考察』413頁(保険毎日新聞社、2001)、堀田・前掲(註32)2533頁、蛭田円香「判解」判タ1096号122頁(2002)、福田弥夫「傷害保険契約における偶然性の立証責任」損害保険研究63巻4号281頁(2002)、竹濱修「判批」リマークス2002年下巻106頁、野嶋直＝山岡大「傷害保険に於ける『偶然性』の立証責任について」龍谷法学34巻4号194頁(2002)、小林登「判批」保険事例研究会レポート176号1頁(2003)、岡田豊基「傷害保険における偶発性の立証責任」損害保険研究65巻1・2号335頁(2003)、大崎敬子「判批」保険事例研究会レポート176号8頁(2003)、志田原信三「判批」法曹時報56巻3号264頁(2004)、榊素寛「判批」商事法務1708号41頁(2004)、土岐孝宏「傷害保険契約における偶然性の立証責任分配に関する将来展望一法制審議会保険法部会目録保険法の見直しに関する中間試案を踏まえて一」損害保険研究69巻4号21頁(2008)

- (43) 志田原・前掲(註42)286頁、堀田佳文・前掲(註42)2536頁。なお、西島・前掲(註42)418頁も、全体の論調からして、本分類に属するとみた。
(44) 志田原は、他の論者と異なり、「故意免責規定」としないで「故意不払規定」とする点で文中の用語の使い方に配慮がみられる。約款条項が免責規定か確認的注意規定かが争われるときに、不用意に免責規定の文言を使用し、結論先にありきの印象を与える論者が少なくない。
(45) 甘利・前掲(註42)判例評論37頁、大崎・前掲(註42)11頁、山野(註42)25頁
(46) 前掲(註29)参照
(47) 竹濱・前掲(註42)109頁は、保険者の故意免責条項が確認的規定とされる限り、保険金請求の可否は請求者の偶然性の立証如何が決定的であって、そこに一応の証明理論を入れる余地はないと反対する。
(48) 竹濱・前掲(註42)106頁、榊・前掲(註42)41頁、小林登・前掲(註42)1頁、木下・前掲(註42)107頁、福田・前掲(註42)286頁、土岐・前掲(註42)24頁、遠山・前掲(註42)62頁、岡田・前掲(註42)351頁、野嶋＝山岡・前掲(註42)208頁

Ⅳ 立証責任問題に関する私見

1 私見における基本的スタンス

(1) 上記の諸学説引用の場ではコメントを避けたため、以下、立証責任に関する私見を述べる。最初にこの問題に関する前提項目の理解を整理しておく。

(i) 立証責任分配基準について

一般に議論が互いに噛み合うためには、論者が同じ土俵に立つ必要があるが、真偽不明の場合の立証責任分配の問題は、法律要件分類説と利益考量説のように拠って立つ基準の本質が異なる見解が入り込むことに留意する必要がある。分配「基準」のあり方そのものについての議論と同じ基準に立ちながら立証責任をどう「分配」するかについての議論は区分する必要がある。端的に言えば、法律要件分類説に拠れば意図するところと逆の結論となるため、意図する結論に導きやすい利益衡量説に準拠する見解は、法律要件分類説の枠内で異を唱える見解と区別されるべきである。私見は、法律要件分類説が妥当と考える。利益考量説に対する批判のうち、⁽⁴⁹⁾ 証拠の近さ、立証の難易、蓋然性といった基準は不明確であり、実務の指針たりえず、⁽⁵⁰⁾ 法的安定を損なうとの批判は正鵠を得ていると考える。特に、これから提訴しようとする当事者にとって、自分は何を証明すれば勝訴するのか、相手方は自分の主張を遮るために何を証明しなければならないかを事前に知る必要がある。分配基準の明示性は当事者双方の公平性と同等に重要であり、法律要件分類説はその要請に応える点で他の基準に比し優れていると考える。⁽⁵¹⁾ 法律要件分類説に対する批判にも妥当なものがあるが、法律要件分類説はそれらの修正をとりこむ弾力性を持つからこそ、⁽⁵²⁾ これまで判例の軸としての地位を保ちえたのであろうと考える。現行実体法が必ずしも法律要件による分類を意識して作られていないとの批判は、今後の法改正の過程で実体法を修正してゆけばよい。保険法制定に際し、傷害疾病定額保険に被保険者の故意を免責事由と明記したのはまさにその実例と理解すべきである。

(ii) 傷害保険と実体法規との関係

法律要件分類説に立つ場合、保険約款に矛盾がある場合は、実体法規に依拠して適切な解決法を見出すべきだとする見解がある。⁽⁵³⁾ そのとおりではあるが、こと傷害保険に関しては、これまで直接の明文規定が存在しなかっただけに依拠すべき実体法規とは何を指すかが問題であり、私見では偶然性の立証責任の問題に関する限り他に準拠すべき実体法規は見出しえない。被保険者の故意を免責事由とする点に着目し、一般的には、生命保険法規、損害保険法規を実体法とみなす見解が多いように見受けるが、これらは普遍的危険担保の保険であり、限定危険を担保する保険であってそれゆえに立証責任分配の矛盾が発生する傷害保険が準拠すべき実体法規とはなりえないのではないか。傷害危険に対し限定的に担保する民営化前の簡易保険法はその点では同質性を持っていたといえるが、保険約款に被保険者故意免責条項を欠く約款構造となっていたため、矛盾を発生させない点で準拠法たりえないことはまた同様である。しかし、保険法が被保険者故意を免責事由と明記したことにより、この点に関する実体法は定まった。今後は、任意規定である実体法に抵触する約款条項の有効性、解釈の問題に移行することになる。

(iii) 保険金不払条項と免責規定

ある保険契約がある限定された範囲のリスクだけを担保する場合に、保険約款に明記するやり方として、保険事故で制限する方法と保険事故は普遍的とし免責規定で制限する方法の二通りの定め方がある。傷害保険は前者である（もっとも、重過失など免責規定でも制限しているものもある）。保険事故の制限は、急激・偶然・外来の要件として定めているが、このうち偶然是は被保険者の故意によらないことの意味であり、被保険者による傷害の故意招致はそもそも保険事故に該当しない（保険事故非該当）。一方、被保険者の故意が保険金不払条項の中の一項目として含まれている。この保険金不払条項は、文字通り、保険金が支払われない事由を列記したものであり、顧客に重要事実を分からしめるための条項である⁽⁵⁴⁾が、免責事由と保険事故非該当事由の双方を含んでいる。⁽⁵⁵⁾ この点につき、

多くの論者が、すべてを免責事由と解しているとすれば誤解であると考え
るが、かかる誤解をもたらした理由として、保険者の不用意な約款作成と⁽⁵⁶⁾
「免責」の用語が意味あいまま使われていることにある。免責と
は、保険者が保険事故が発生した場合でも保険金支払責任を免ぜられると
解すれば狭義であり、理由を問わず保険金が支払われない場合の意味であ
れば広義となる。立証責任をめぐる論争の中で、保険者が被保険者の故意
を免責事由として立てたことを理由として保険者責任論の立場に立つ論者
が多いが、そこには広義の免責と狭義の免責の取り違いによるものがか
なりありそうである。私見は、保険金不払条項の中の被保険者の故意は、保
険事故非該当事由にすぎず、狭義の免責事由として取り扱われることに反
対する。

(iv) モラルリスクにおける傷害保険の特殊性

傷害保険のモラルリスク防備手段を生命保険より厚くすることに対し、
特別扱いするとしてその必要性につき疑問視する見解があるが⁽⁵⁷⁾、筆者は、
傷害保険が生命保険よりモラルリスクにさらされやすいことは事実である
と考える。理由はいろいろあろうが、保険料に比し高額保険金が手に入る
こと⁽⁵⁸⁾、被保険者が生存中に保険金を入手し自ら使用できること、不当な利
得で甘い汁を吸った被保険者本人からの口コミで、チェックが甘い保険者
の間隙を狙うモラルリスクを蔓延させ、保険制度の危殆と国民の道徳荒廃
をもたらす懸念があることなどをあげておきたい。⁽⁵⁹⁾

(v) 訴訟の実態

保険会社の一般的な支払実務では、傷害保険金請求があり、モラルリス
ク性がないと判断された場合は、直ちに保険金が支払われる。傷害保険に
おける請求のほとんどはこのように処理されており、これを敢えて誰が何
を主張、立証したのかと問えば、請求者は、事故が偶然であることを主張
し、警察の事故証明によりそれを裏打ちすることで偶然性の立証責任を果
たしたこととなり、一方、保険者は、手中にある契約内容（加入時期、保
険金額、保険料、自発契約かどうかの申込経路など）、事故態様に関する
自らの調査結果と照らして事故性を納得したということになる。「一応の

証明」論者が意図する請求者による立証水準がこのようなものであるとすれば、すでに大部分の事例の実務において「一応の証明」が採用されているといえる。しかし、いったん、保険者が故意招致の疑いをもったとき（例えば、警察が事故認定を保留、自発契約で契約後の経過期間が浅い、多数・高額の他社契約の存在が判明など）は、支払決定を保留しさらなる詳細確認をかけることになる。その結果、モラルリスクの様相が強まったときは、弁護士と相談のうえ支払謝絶し、対決モードとなる。遺書、目撃者証言など、自殺を証明する証拠は得られない場合が多いから、追加確認調査では、被保険者の日常生活につき、不治の病、事業経営の破綻・多額の債務負担、人間関係の悩み、契約内容の異常性といった自殺につながる間接事実の証拠を収集することになる。一方、不利な展開を防ぐため、請求者もまた被保険者の非故意の直接立証に代る間接事実による推認の方法をとることとなる。具体的には、被保険者の健康状態は良好、事業経営状態は順調、人間関係は円満といった事実になろう。請求者が従業員の給料がこれまで遅滞なく支払われていた事実から事業経営は順調であったと主張し、これに対し保険者が近く期日のくる手形が落とせなくて悩んでいた事実を証明するのは、自殺動機の一つとして事業経営の行き詰まりの有無を証明する争いであり、順調との主張に対する否認といえる。それに対し、保険者が、事業経営の順調については争わず、被保険者が末期がんの状態にあることを家族に秘匿し悩んでいたことを立証することは、別個の間接事実による反証である。これを整理すれば、一般に訴訟進行は、a 請求者による間接事実の証明、b 保険者による当該事実の否認、c 保険者によるaと並立しうる別なる間接事実による抗弁、d 請求者によるcの否認もしくはそれと並立しうる新たな間接事実による反証という展開が予定されるが、これらは幾段かの順を追って展開する場合も、その基本は、請求者の請求根拠事実の存否をめぐる戦いであって、権利障害事実の立証とは異なることに留意しなければならない。なお、モラルリスクのない事案では、事実上の応酬がa段階だけで終わることとなり、モラルリスクの濃厚な事案では、a b c dが入り混じり、否認と抗弁の区別も定かでないこと

となろう。改正民事訴訟法の下で集中証拠調べとなった今では、段階を追っての証拠の小出しは許されず、なお当事者の主張、立証が混然となる可能性を念頭におく必要がある。

(2) 以上の基礎的理解を前提に、傷害保険の偶然性に関する立証責任分配の問題に関する私見を整理する。

①真偽不明の場合の立証責任分配基準としては、法律要件分類説を採用する。その導くところにより、約款の保険事故条項の偶然性は保険事故の要件であり、請求者は保険事故が偶然の事故によることを立証しなければならぬ。

②約款の偶然の意味は、被保険者の故意でないことを意味する。そのこと自体は内心の証明を求めることとなり不可能に近いから、請求者は間接事実の積み重ねにより主要事実の推認を勝ち取る方法しかありえず、それが妥当である。

③請求者が立証する間接事実は、もはや積極的事実であり、その証明水準につき軽減を図る必要性はない。ただし、モラルリスク性のない事案では、日常の請求実務でとられている程度の証明度でも、仮に訴訟となれば裁判官の偶然事故との心証は形成されるとみられるから、保険者はそれ以上の理論的に高度の証明を求めて保険金不払の理由にすべきではない。しかし、モラルリスク性が強い事案については、訴訟を辞さない姿勢が必要であり、その勝訴のために、請求者の立証する間接事実の否認、それと並立する新たな間接事実の立証により、裁判官の偶然の心証を揺るがす立証に努めるべきである。

④保険者の反証は、請求者の証明にたいする否認であり、権利障害事由としての抗弁ではない。したがって、完全な証明水準には及ばずともよく、裁判官が抱きかけた偶然の心証に疑念を抱かせる程度でよい。

⑤保険者が、確認の注意規定の趣旨であるにもかかわらず免責事由であるとの誤解を招く約款記載をしたことは反省すべきであり、正しい方向で改正する必要がある。正しい方向とは、請求者責任説が明確になるものではない。それが最高裁判決の亀山裁判官の補足意見の趣旨である。

⑥保険者責任説論者が指摘する根拠のうち、傷害保険を他の保険と比較し特別に手厚く防備されているとする点については是認する。そして、同時にその必要性についても認める。傷害保険は、保険事故が発生し保険金が支払われても元の保険金額に復元するため繰り返し狙われやすい、定額であるがゆえにモラルリスクにさらされやすい、被保険者が生存中に自ら保険金を受け取るため被保険者に自傷により保険金を得ようというインセンティブが働きやすい、保険金詐取の成功者からの口コミでモラルリスクの蔓延、社会秩序の混乱につながりかねないことなどがその理由である。したがって、幾つかの防衛手段がとられたとしても過剰防衛であるとの非難は当たらない。まして、偶然性の立証責任が請求者に分配されることをもって、防衛手段を追加したと位置づけることには反対である。立証責任は、傷害保険の本質に沿った約款条項を法律要件分類説の考えどおりに解釈した結果に過ぎない。

⑦モラルリスク契約に対するあまり、正常な大多数の請求者に損害を与えかねないとの批判があるが、ごく少数の悪徳契約と大多数の正常契約のいずれを念頭に論ずるかのまさに政策判断の問題であり、私見に立つ場合は、保険者の矜持、自省、謙虚性が前提となる。⁽⁶⁵⁾最判平成13.4.20は、その前提として、保険者の節度と良識ある活用につき信頼を示したものと見える。保険業界はその信頼に背いてはなるまい。⁽⁶⁶⁾

2 間接証明と一応の証明

(1) 請求者は消極的事実の証明をすることとなるからその証明負担は軽減されるべきとする見解に対し、私見はかかる軽減は不要とするものである。その根拠として、訴訟実態が間接事実の証明による推認と間接反証の争いとなっていることをあげた。そこで、間接証明が実態となっている中で、一応の証明とはどういう位置づけになるのかについて、ここに項目をあらためて考察する。

証明責任軽減論者の一部に、「一応の証明」論がある。しかし、「一応の証明」がどのような方法によるのか、どの程度の証明でよしとするのかは

必ずしも明らかにされているわけではない。「一応の証明」とはドイツにおける「一応の十分な証明 (prima facie beweis)」の用語を転用したものと思われるが、具体的には、同じくドイツにおける「表見証明 (Anscheinsbeweis)」、わが国の民法学でいうところの「事実上の推定」、「一応の推定」とどう異なるのかが問題となる。

中野他・前掲(註6)によれば、事実上の推定とは、裁判官が論理則および経験則に従い、証拠から間接事実または主要事実の存否を推定し、あるいは、間接事実から他の間接事実または主要事実の存否を推定することをいう(328頁)。一応の推定とは、裁判官が事実上の推定をする場合に、用いる経験則の蓋然性が極めて高く、これに伴う例外現象が稀有であって、これに準拠する判断はそれだけ信頼に値するといえる場合は、前提事実の証明さえあれば、推定事実の心証は一挙に証明度に近づき、相手方が推定事実の不存在を推定せしめる事実を立証しなければ、推定事実はあるとして扱われることをいう(332頁)。表見証明とは、ドイツで判例法上確立された概念であり、主として不法行為の分野において、定型的事象経過がある場合に、加害者の行為の証明だけで過失の証明として十分であるとし、または外的事実の証明だけで因果関係の証明は十分であるとして、これを覆すためには、加害者が別の経路の可能性を示す事実を証明して定型的事象経過に疑念を生じさせる必要があるとする理論である。この場合の定型的事象経過とは、生活経験上、それ自体として一定の者の故意過失または一定の原因との因果関係をさし示すような事態であるとする(333頁)。

以上によれば、事実上の推定の中で特にその用いる経験則の蓋然性が極めて高い場合を一応の推定とし、その場合の「一応」には、「とりあえず」とか「暫定的」の意味はない。そして、それだけにその推定を覆すために相手方がなす反証は完全な証明でなければならない(間接反証)。そして、表見証明もまた、一応の推定と同様、自由心証の枠内での経験則の適用の結果として理解しうるものであるが、その経験則の適用は定型的事象経過の中に限られることが前提とされているといえる。⁽⁶⁷⁾

(2) 傷害保険の偶然性の立証責任の問題に限っていえば、わが国の請求者責任軽減論者が唱える一応の証明とは、「一応」に「暫定的」の意味が込められているように思われる。それは表見証明概念に由来すると思われるが、その点でまず一応の推定と区別しなければならない。仮に、「一応」が「暫定的」の意味だとし、定型的事象経過以外の事例にも適用するのであれば、定型的事象経過でないがゆえに相対的に低い蓋然性の経験則が混入し、それにもかかわらず暫定的に証明がなされたとして扱うのであれば、それに対する反証は、一応の推定のように完全な反証を前提とする間接反証を求めることは証明負担につき逆にバランスを欠くことになる。傷害保険における偶然性の立証場面は、定型的事象経過が該当する場合もあろうが、そうでない場合が含まれよう。むしろ、わが国ではモラルリスク事件に適用しようとするのであるから、定型的事象経過が該当しない場合が多いと思われる。蓋然性の低い事例に適用しかつ暫定的証明でよしとする一方、その反証だけは蓋然性の極めて高い一応の推定事例に適用される間接反証の証明度を前提とする論議は避けなければなるまい。傷害保険の理論構築に当たり、保険者の間接反証は必ずしも完全な証明は求められず、主要事実の証明度に対応した、それより相対的に低水準の証明度の間接反証でよいとの理解が必要であろう。ただし、そうなると請求者の証明度⁽⁶⁸⁾が緩和されればされるほど保険者の反証の証明度が緩和されることになって、ついには裁判官の恣意に委ねる結果となりかねない。この誤った帰結は、ひとえに、請求者の証明の不十分さを保険者の権利障害事実の証明においてカバーすればよいとする考え方において具体化する。

(3) 一応の証明の「一応」とは、請求者の証明を「二段階」の意味と捉えるのが妥当と考える。第一段の証明では、外形的事実の証明でよしとし、それに対する保険者の反証に十分なものがない場合は、それで請求者の証明が成立するとする。保険者の反証が十分なものであれば、請求者は改めて反証を凌駕する高水準の証明が要求され、それがかなわぬときは、請求者の証明が成立しなかったと解する。ポイントは、これら第二段、第三段まで含めた一連の双方の立証が、請求者による権利根拠事実の証明の

枠内で理解されることであり、保険者の立証は請求者の立証の否認に過ぎず、権利障害事由としての抗弁ではないということである。こうした理解に立てば、後述（本章33頁（4））の山下友信説も同趣旨として受け入れられよう。

しかし、現状は「一応」の意味が必ずしも二段階としての理解で統一されているとは思われず、論者の中には、証明度を下げた証明と解し、保険者の反証を権利障害事由による抗弁と位置づけるものもありそうである。さらなる論議が必要と思われるとともに、訴訟法理論として許容されるかどうかの検証も必要となろう。その場合のポイントは、二段階としてとらえる場合の第一段では確かに請求者の証明度は軽減されるが、第二段では保険者の反証を否定するだけのより高い水準の証明度が要求され、全体として必要な証明水準を維持することである。問題は、第一段の証明の後、保険者の反証が弱くてそのまま請求者の証明が成立した場合に、結果として証明度の低い証明を受け入れたことになるが、裁判官の心証が保険者からの反証にみるべきものがないことにより偶然性の心証形成に至ったのであれば問題とはならない。

（4）これまでの論者の主張の検証を試みる。

古瀬村・前掲（註14）144頁は、「傷害保険の保険事故の要素である偶然性は、まず請求者側で一応の証明をする必要があるが、保険者側の間接証明の方法などにより故意の推認がなされるときは、請求者側はさらにそれをくずすための合理的立証が必要になる」とする。約款条項間の矛盾の調和的解決案とされているため、二段階案と思われる。

松本・前掲（註14）673頁は、第一段階、第二段階の表現を用いているが、第一段階は請求者による証明で「外形的事故を想起させる傷害を明らかにする事実の主張・立証」であるとする点は私見と同じであるが、第二段階はそれに対する保険者の反証を指すとする点で私見と異なる。二段階とすることに意味があるのは、請求者の証明が二段階に分かれる特殊構造にあると考えるべきである。

山下友信・前掲（註2）453頁は、証明責任に関する一般原則からは一

応の証明で足りるとはいい難いとしながら、実態として、請求者は「一応の証明」で足りるが、保険者の間接証明により自殺の疑いの証明が強まるのに応じて請求者はその疑いを否定するための立証が要求されることを認めている。問題は、この実態をどう理論化するかであろう。

3 最判平成13.4.30に対する私見

最高裁が、偶然性の立証責任の所在にかかわる下級審判決の乱れに対し、今後の方向として初めて請求者責任説を明示したことは高く評価できる。同時に、その結論が保険事故条項から文理上明らかであるとした点において、同時に法律要件分類説に拠っていることも明示したことになり、その点も評価したい。もっとも、最高裁の判旨そのものは簡潔であり、結論に至る論拠に対し説明不足との批判が多かったように思われたが、原審が縷々述べたところを踏襲していると読むべきであろう。

まず、(A) 約款の保険事故条項から請求者に立証責任があると読み取れる、同じく (B) 約款の免責条項は確認的注意規定と読むべきである、という結論は、まるで一刀両断に捌いた感がある。一般的には、Aを立てれば当然にBが導かれることは理解できても、それであればBを立ててAを確認的注意規定とする結論を導く読み方もないわけではないのに、なにゆえ前者なのかという点につき納得できる説明がないとの印象を与えた⁽⁶⁹⁾ようであるが、私見は上記のように、「保険金を支払わない場合」という約款条項は疾病不担保条項も含めたものであることからしてもその本質は顧客の理解促進のための注意規定であると理解しており、結論において最高裁の理解と一致している。

最高裁が立証責任の所在を上記のように断じた限り、請求者の証明負担を特別に軽減すべきといった見解を判旨に叙述することは、訴訟法理論からみてもありえないのでなかるうか。判旨によれば、保険者には免責事由（権利障害規定）による抗弁機会はなく、請求者による偶然性立証に対してその反証に全力（ただし、その証明水準は、請求者による本証の確信に至るほどの水準を必要とせず、裁判官が抱いた「偶然の事故である」との

心証をぐらつかせる程度でよい)を尽くすしかないこととなり、もしここで請求者の証明水準を下げれば、それに引きずられて保険者の反証の証明水準が下がることとなり、保険者に要求される証明度の相対的低さは変わらない。そして、その結果もたらされるのは、請求者の勝訴機会の増加ではなく、裁判における立証の荒廃だけである。このような結果は、「一応の証明」積極論者の意図するものに反しよう。

実務面からみて、保険者は、「請求者は保険事故の偶然性立証責任あり」との最高裁判決を得たことにより、モラルリスク対処に大きな力を得たことになる。⁽⁷⁰⁾ただし、これをもって過剰防衛の手段を与えたとする見解には与しない。なんとなれば、保険約款に直接立証責任に関する規定を設定したのではなく、保険事故として当然の定めをただけにすぎず、立証責任の分配結果は、法律要件分類説という基準を適用した場合の間接的結果にすぎないからである。むしろ、問題は、立証責任の所在が保険者の過剰防衛とする非難は、保険者が、モラルリスク性の薄い一般契約にも適用し、支払うべき保険金をも不払とする濫用を恐れてのことであろうから、重要なのは、保険者自らその「武器」の使用射程をモラルリスク疑念の強い案件に限る自戒姿勢を保つことであろう。残念ながら、判決後に保険業界の保険金不払い問題が噴出し、社会問題化した事實は、かかる批判論者の懸念を根拠づけたことになる。

亀山裁判官の補足意見については、保険会社に対し疑義を生じない約款改善努力を促す点が大いに注目される場所であった。その具体的方向についての示唆はなく、当然保険者自らが知恵をしぼらなければならないが、そうした改善を今後とも怠ると「法廷意見の法理を適用することが信義則ないし当事者間の衡平の理念に照らして適切を欠くと判断すべき場合も出てくると考える」とされた点はその意味が判然としない。今後、大法廷で当判決を逆の形に変更することがありうることを予告したようにも理解でき、穏やかではない。そうであれば補足意見の枠を超えるものである。私見としては、保険金不払条項を顧客に誤解を与えないよう表現を改める方向を示唆したものと考える。⁽⁷¹⁾補足意見は法定意見に賛成の立場を前

提とするものである以上、その趣旨は、請求者責任説を約款文言上明確にするよう求めたものと解するべきである。⁽⁷²⁾

註

- (49) 松本・前掲（註29）267頁
- (50) 竜崎・前掲（註34）105頁、中野他編・前掲（註6）341頁
- (51) 前掲（註35）参照
- (52) 小林秀之・前掲（註35）217頁によれば、修正法律要件分類説は、法律要件分類説による権利根拠事実、権利障害事実、権利滅却事実の3種の事実の区別は一応維持しつつ、立法趣旨や当事者間の公平の観点からの解決論による大幅な修正を認めるものとされている。また、「利益衡量説が法律要件分類説に代る基準として提示した信義則、立法趣旨、証拠との距離、立証の難易、蓋然性といった要素の総合的考慮というのでは、基準がはっきりしないため、利益衡量説が法律要件分類説に取って代わることにはならなかった」。
- (53) 伊藤眞『民事訴訟法（補訂第2版）』311頁（有斐閣、2002）
- (54) 志田原・前掲（註42）287頁
- (55) 普通傷害保険約款第1項5号「保険金を支払わない場合」には、「地震、噴火、津波」、「被保険者の故意」、「被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失」を含まれるが、「地震、噴火、津波」は急激・偶然・外来の3要件を満たすため免責事由であるが、「被保険者の故意」は偶然要件を欠き、「被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失」は外来要件を欠くからいずれも保険事故非該当であると考えられる。
- (56) ちなみに、日本生命の養老保険約款（保険事故は普遍的死亡、自殺は免責事由）の保険金不払条項の項目は、すべて狭義の免責事由であり、そこでは「保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます）」としている。一方、災害割増特約約款（保険事故は偶然性が必要、自殺は非保険事故）の保険金不払条項の項目には、免責事由のほかに被保険者の故意＝自殺も含んでおり、「保険金を支払わない場合」としていて、免責事由という表現は用いていない。不用意な約款とならない努力の一例といえよう。
- (57) 木下・前掲（註42）頁
- (58) 志田原・前掲（註42）287頁
- (59) かつて、タクシー業界において、仕事より楽に高額の金が手に入るとのロコミが拡がり、故意受傷による傷害給付金詐欺事件が蔓延、横行したことがある（月足一清『生命保険犯罪の詳細 歴史・事件・対策』218頁（東洋経済新報社、2001））。
- (60) 自殺未遂の証拠（ためらい傷など）、遺書、自殺補助者の証言、生き残っ

た被保険者本人の自白、生前の遺言的発言などは、故意に直接結びつく事実である。請求者側の生活圏内で発見される場合が多いため、保険者が入手できない場合も考えられる。

- (61) 外形的事実（車が谷へ転落した事実、その車に被保険者が乗っていた事実、転落した車の中で被保険者が死亡していた事実など）は、当事者双方に争いが無い客観的事実が中心となる。それに対し、自殺を疑わせる事実（a 被保険者の健康状態、b 家庭・職場での人間関係、c 収入・資産・負債等の経済状態、d 仕事の先行きの見通し、e 事故当日、その時間、その場所に車で通る必然性、f 事故態様、g 保険加入状況（加入時期、集中加入・高額付保・継続見通し、過去の保険金請求履歴）、h 日常生活における異常なふるまいなど）はその評価が問題となる。
- (62) 榊・前掲（註42）43頁は、正常な状況を示す間接証明の総動員により、裁判官に故意が存在しないという心証を形成させられるとは思えないとする。
- (63) 榊・前掲（註42）43頁
- (64) 堀田・前掲（註42）2545頁は、請求者に「絶対に自殺ではない」という程度の立証を要求するのは酷であろうが、被保険者が死亡し直接事実は存在しなくても、間接事実が存在するにせよ、「合理的にみて自殺ではない」といいう程度の立証を要求しても、証拠への近さからして、必ずしも酷とはいえないとする。
- (65) 榊・前掲（註42）44頁は、保険者の約款運用の謙虚性を信頼し、保険者に白紙委任状を与える解釈を適切ではないとする。
- (66) 最判平成13.4.20で請求者責任説を勝ち取ったからといって、保険者は、偶然性の立証を請求者に任せ、その失敗を座して待つといった訴訟態度をとってはならない（座談会「モラルリスク事案に対する判例法理」・安田火災ほうむ48号（安田火災、2002）11頁における長谷川啓一郎、石田満両氏の発言）。
- (67) 松本・前掲（註14）675頁は、「人の意思決定に関しては、ある事情があれば高度の蓋然性をもって一定の意思決定がなされるというような定型的事象経過を内容とする経験則は存在しないから……表見証明の意味で一応の証明を云々することは誤りであろう」とする。
- (68) 松本・前掲（註29）261頁は、間接反証理論の真の問題は、むしろ間接反証は完全証明を要するという点にある、間接反証者に要求される証明の程度は、本証側の間接事実の証明に左右され、主要事実の推認がさほど高度の蓋然性を基礎としないときは間接反証も蓋然性の範囲で足りるとみるべきであろうとする。
- (69) 土岐・前掲（註42）28頁
- (70) 木下・前掲（註42）108頁
- (71) 甘利・前掲（註42）40頁は、故意免責を約款に入れないことも一案としつ

つ、契約者保護の観点から問題ありとするが、この場合の契約者保護とは、請求者の立証責任が過酷になることのようにである。しかし、筆者は、契約者保護の視点として分かりやすい約款をあげたい。また、民営化したかんぽ生命は、保険金不払条項の記載を生保約款にそろえた。

- (72) 堀田・前掲(註42)2547頁は、補足意見は法定意見に賛成の立場を前提とするものである以上、その趣旨は、請求者責任説を約款文言上明確にするものと解するべきであるとする。

V 傷害保険法の影響

1 傷害保険法の規定とその意図

(1) 保険法は、第四章傷害疾病定額保険の規定を設け、偶然性の立証責任の所在を最判平成13.4.20が認めた請求者責任から保険者責任に転換⁽⁷³⁾させる意図であると説明したうえで、次の法的措置を講じた。

- a 傷害保険契約の定義規定には「偶然」の文字を使用しなかった。
- b 保険事故に関する規定は設けず、傷害概念についても定義しなかった。
- c 免責事由として被保険者の故意を明記した(保険法第80条1号)。
- d 上記cを任意規定とした(保険法第82条)。

これに対し保険業界側が保険約款改正等でどのように対応するかは本稿執筆時点では不明である。保険業界の選択肢としては、保険約款を急激・偶然・外来を保険事故の要件とする現行どおりのものとし、免責事由として、本稿が提案するように、被保険者の故意は免責事由ではなく確認的注意規定として保険金不払の旨を表示するにすぎないものであることを明確にした場合は、立証責任の分配にどのような影響がもたらされるかを検討しておく必要がある。

2 傷害保険法による影響

(1) まず、傷害保険契約の定義規定において「偶然」の用語を使用しなかったことは、立証責任分配の効力に影響はないと考える。なんととなれ

ば、旧商法629条の損害保険契約定義規定における「偶然」の用語の解釈は、保険事故が主観的に発生済みでもなければ発生不能でもないことを意味するものであり、保険事故の偶然性を意味しないことは通説である。これに対して、昨今有力な反論が試みられているものの、最判平成13.4.20⁽⁷⁴⁾以降に相次いだ損害保険関係の最高裁判決でも通説の考え方が一様に追認されている。したがって、傷害保険契約の定義規定に偶然の語句を含むか含まないかは、保険事故の偶然性とは無関係である。つぎに、保険事故、傷害概念の定義を法定しなかったことは、保険約款にそれらの定義を委ねた趣旨と解されるから、現行保険約款がそのまま使用されると、保険約款の保険事故の定義と傷害保険法の法定免責事由との関係で立証責任の所在が争われることとなる。保険法第80条1号は、片面的強行規定を指定する同第82条に含まれず、任意規定と解されるから、今後、保険約款が偶然性（被保険者の非故意）を保険事故の要素とする現行約款を維持し続けたとしても、基本的には有効な条項として認められるべきであり、その結果、偶然性について真偽不明の場合の立証責任が請求者に帰属することとなっても、保険法が容認するところと解するのが妥当であろう。結論としては、最判平成13.4.20の既判力は維持されると解する。望ましいのは、約款改定により、現行約款の矛盾を明快に解消させることである。

(2) 上記の場合に、保険約款に免責条項としてまたは確認的注意規定として被保険者の故意が含まれている場合はどのように解するのがよいか。まず、明らかに（狭義の）免責条項として規定されている場合は、保険法80条1号と同趣旨と解され、保険者責任説に立つことを明確にしたものと解されよう。ただし、その場合は、保険事故条項の「偶然」の意味を、保険法80条1号に矛盾せずかつ請求者が権利根拠事実として何を証明すべきかを明確に示す必要がある。つぎに、被保険者の故意の場合の保険金不払いが確認的注意規定である旨が明確にされている場合は、保険事故条項が優先され、保険金請求者に立証責任を転換したものと解されよう。この立証責任の転換は、傷害保険法が被保険者の故意を免責事由としながら任意規定とした趣旨からして許容される結論と考える。最後に、現

行約款どおり存続させ、免責条項が確認的注意規定化をあいまいなまま放置した場合は、私見では、あいまいとはいえその本質は確認的注意規定と同じであるから、立証責任は転換されたと解する考え方に立ちたい。その場合に、最高裁判所が、亀山裁判官の補足意見のように懲罰的対応をしていくかどうかについては、不明としかいいようがないが、保険業界はその放置責任を受け止めなければなるまい。

(3) そのほかに、偶然性を要件とする保険事故条項と消費者契約法10条の関連が指摘されている。⁽⁷⁶⁾消費者契約法10条は、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」。すなわち、現行約款と同じく偶然性を保険事故要素とする保険約款を保険法施行後も取り扱う限り、この約款条項を偶然性の立証責任を請求者に転換させる積極的な意思と捉え、これが保険者責任の根拠となる保険法80条1項に違背すると同時に、任意規定である同条に合理的な根拠もなく消費者不利な方向に変更されたものとして問題視するものである。傷害保険契約における偶然性立証責任に関する法解釈の問題は「公の秩序に関しない規定の適用による場合」に該当する。しかし、保険約款の保険事故条項の偶然性要件が「消費者の義務を加重する」ものに該当するかどうかについては、これを肯定的に解する見解も見受けられるが、私見は懐疑的である。また、同様に「民法第1条第2項に規定する基本原則（信義誠実の原則）に反する」かどうかについても私見は保留する。約定による効果を第一義的效果、法律要件分類説による立証責任分配結果を第二義的效果と考えると、消費者契約法10条はあくまで第一義的效果に着眼して取り締まるものではないだろうか。そして、傷害保険約款の保険事故条項の第一義的效果が信義則に違反するという判決はこれまで皆無であり、むしろ、保険の目的上あるいはモラルリスク対策上、必要な措置であることは受け入れられてきたものといえる。ところが、約款意図の解釈として、ノンリケットの場合の法律要件分類説に基づく立証責

任分配の転換意図まで含むと解する場合は、それが二義的な位置づけではあるが、一義的な意味を乗り越えてまでして消費者契約法10条への抵触を認めることが妥当なのかは疑問とする。信義則違反に関して私見を保留する理由は、約款はその制定趣旨とは別に実態としての運用が問題となりうるため、保険業界が実務においてどう対応していくのかを見届けた上で結論を出したいからである。制定趣旨は、あくまで第一義的趣旨が優先され、偶然の保険事故に限定する、故意による事故は担保しないというだけのことであって、それ自体は傷害の社会通念に合致するものであり、公序良俗や信義則に反するとは思えない。しかし、あってはならないことだが、保険者の業績改善、利益追求のため、保険金を不払とするために立証責任分配という強力な訴訟法上の手段を濫用し、支払うべきものを不払とし、自らの立証努力を手抜きして、最判平成13.4.20に安住して勝訴判決を得ようとする行為がなされるような場合でも、その約款解釈濫用を取り締まる方法の一つとして消費者契約法10条の適用を封じることを不可とすることが正しいとする確信は現時点では持ち合わせていない。⁽⁷⁸⁾

(4) 保険法制定後、保険業界は早急に保険約款の見直し作業に取り掛かるべきである。その中で、本章に関係するところに限れば、保険事故の偶然性と保険金不払条項の被保険者の故意が矛盾するものとして解されやすい点を改善すべきである。例えば、現行約款では「保険金を支払いません」としてまとめられている項目の内容を注意規定と免責規定に区分し、免責規定は「発生した保険事故に対して保険金を支払う責任を負いません」、保険事故非該当の注意条項は「保険事故に該当しないため保険金を支払いません」⁽⁷⁹⁾と明確に区別すべきである。

註

(73) 中間試案補足説明101頁

(74) 大阪地方裁判所金融・証券関係訴訟等研究会「保険金請求訴訟について」判タ1124号24頁（2003）

(75) ファミリー保険傷害保険契約約款では、保険事故を傷害とのみ記し、急激・偶然・外来の3要素についての記述はない。かかる保険約款の下では、

事故の偶然性が真偽不明の場合は、免責事由として保険者責任説と解するのか、それとも傷害の概念に本来的に偶然性が含まれると解して、かかる場合もなお請求者責任説と解するのが改めて問題として鮮明化しよう。

(76) 土岐・前掲（註42）42頁、山下友信・前掲（註2）124頁

(77) 土岐・前掲（註42）42頁

(78) 2005年以降、生保・損保両業界各社が保険金不払いの件で金融庁から行政指導を受けるという不祥事が続いた事実は、かかる懸念を正当化すると考える。

(79) 西島・前掲（註42）423頁は、改正後の約款では、故意免責規定が削除されることはほぼ確実であるとする。

補遺 災害別表と立証責任

(1) 生保型傷害保険に特有の災害別表については、災害別表と立証責任との関連で、その問題点を指摘しておきたい。なお、本文とせず補遺としたのは、本章が主として保険事故の偶然性と故意免責条項の矛盾を中心に論じることを主題としたのに対し、災害別表の問題は、同じく立証責任の問題ではあるが、本章の主題から少し離れた問題と考えるからである。

(2) 災害別表の問題点は、次のとおりである。⁽⁸⁰⁾

(i) 他文献をそのまま約款内容とする約款構造上の無理

生保型傷害保険約款の保険事故条項の中の「不慮の事故」とは、その注規定である別表2において、「対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が憎悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします」とされており、「分類項目中下記のもの」に該当するのが、本稿で災害別表と称している表形式で規定された分類項目に対応する分類提要の内容（E分類）部分である。すなわち、不慮の事故は、その文理上、膨大な他文献をそのまま内容として取り込んでいる構造をとっている。

(ii) 分類提要の入手困難性

分類提要はその名のとおり、死因分類を目的とした国際的な統一基準であり、これまでほぼ10年ごとに数次の改正がなされてきている。分類提要は現行の災害別表が依拠する昭和54年版の後も国際基準の改正に連動して改正されており、昭和54年に刊行された分類提要の書籍は絶版になって久しい。それにもかかわらず、災害別表の改正が追隨しないのは、分類提要のその後の改正内容が災害別表として準用しづらい方向に変化したためだと推測される。

(iii) 災害別表に表れない除外項目の存在

分類提要には、傷害と中毒に関してはそれらをもたらす外因そのものの分類も重要であるとの判断から、頭にEの符号を付した外因分類表(E分類表)を別途作成した。約款の災害別表は、このE分類表の中分類項目を元にして作られており、災害別表は、E分類表の23項目のうち20項目につき順序、表現をそのままに採択したものである。不慮の事故にそぐわないため採択から除外された残りの3項目は下記のものであるが、これらが除外されたことは、原本の分類提要中のE分類表と災害別表を比較しないかぎり認識しえない。

(E929)「不慮の事故による損傷の後遺症」

(E950-E959)「自殺および自傷」

(E980-E989)「不慮か事故かの決定されない損傷」

(iv) 但書きによる適用除外項目の趣旨不明

災害別表では、その内容をE分類表に拠るとしたことから、不慮の事故にそぐわない細分類項目を但書きにより除外している。そのため、災害別表自体が読み取りづらくなり、かかる別表を内容とする不慮の事故概念を一層複雑な構造としている。別表からの但書き除外は、その末尾表現が「……含まれません」「……除外します」の2種類があるが、私見では、「……含まれません」は確認的注意規定、「……除外します」は免責規定との使い分けがあると理解しているが、そのことを明快に説くものはない。しかし、この「……除外します」の但書きの性質を免責事由と解する

ならば、このような顧客にとっての重要事項を、約款本文の免責事由とは別に、かかる備考中の別表中の但書きにおいて掲載することは不意打ち約款との誇りを免れない。

(v) 3要件との災害別表との関係の不明確さ

災害別表と「急激・偶然・外来」の3要件の関係は、災害別表がもともと不慮の事故の内容を分かりやすくする趣旨で採用されたものであるから、実質的に同じ内容であり、表現形式が異なるにすぎないと位置づけられるべきところ、約款上、接続詞「かつ」で繋いで加重要件としたために「不慮の事故」概念の混乱を招いたといえる。

(3) 生保傷害保険の保険金請求訴訟で保険事故の偶然性がノンリケットとなった事例において、「不慮か事故かの決定されない損傷」が災害別表に採択されていないことを理由に当該事案が約款の不慮の事故に該当しないと保険者が主張し、請求棄却された下級審裁判例が相当数見受けられた。しかし、これらの裁判例の論拠に対してはかねてから学説から強い批判⁽⁸¹⁾がなされていた。生保型傷害保険に関する最判平成13.4.20の第一審(東京地判平成9.5.29)はかかる裁判例の一つであるが、控訴審(東京高判平成10.1.26)は「被控訴人が本件保険契約の締結に当たり控訴人に対し保険証券とともに分類提要进行を交付した形跡は窺えない上、分類提要进行が元来統計処理上の分類の基準を定める目的で作成されたものであることから、約款における分類提要进行の引用は、内容の明らかな事故が「不慮の事故」に該当するか否かの判定に際しては意義を有するとしても、事故内容が不明な場合の主張立証責任の帰属につき、右分類番号987等を根拠としてこれを決定することは妥当ではないと解する」として、第一審の論拠を否定した。そして、主契約と定期保険特約が汎用的な死亡を保険事故とし被保険者の故意を免責事由としていることと災害割増特約の保険事故の規定との対比の上で「災害割増特約保険金についてはその支払を請求する者において具体的な事故態様により不慮の事故であることを主張立証すべきであると考えの方が文理に適う」と新しい論拠を示し、請求者の立証がないことを理由に控訴棄却した。最判平成13.4.20は災害別表を論拠とす

ることの是非につき一言も触れていないが、原審の判旨を支持したためと推察できる。⁽⁸²⁾

(4) 生保会社は、この一連の判旨の経緯を重視すべきである。法改正後、他の約款改正と併せて災害別表廃止の改正が望まれるが、災害別表が存続する既契約についても、訴訟に際してはこれまでのような災害別表に依拠した主張はしないとの自戒が必要と考える。争うべきは争う必要があるが、3要素いずれかの欠缺でもって不慮の事故であることを否定すべきであり、災害別表に依拠するという安直な方法をとるべきではない。さらにいえば、災害別表採用時の初心に帰り、顧客への分かりやすさを維持するのであれば、約款ではなくご契約のしおりなどで、これまでの経験から紛糾しやすい事例を掲示して、顧客の理解を助ける工夫が望ましいのではなからうか。その際は、分類提要の表現をそのまま借用するのではなく、分かりやすい用語に置き換えることは当然である。

註

(80) 本文であげた災害別表の実質的な問題点のほかに、別表を約款内容としてみた場合の形式的な問題点として次の点があげられる。①災害別表に掲げる災害事例は限定列举ではなく、「その他の不慮の事故」という項目があるから、定義の意味をなさない。②不慮の事故の定義としての災害別表中に「不慮の事故」の言葉があり、論理上の循環定義となっている。

(81) 中西・前掲(註25) 63頁、山下友信「判批」ジュリ1044号132頁(1994)

(82) 山野・前掲(註42) 27頁、堀田・前掲(註42) 2547頁

VI 小括

損保型傷害保険、生保型傷害保険の保険約款改定に際し、つぎのような方向での改正を提案する。

- ①傷害保険の保険事故の偶然性要件については、約款でその趣旨が「故意によらないものである」ことを分かりやすく書くべきである。ネガティブな表現となるが、それは傷害の本質であるだけに避けてはならない。
- ②約款の保険金不払条項を、免責規定と確認的注意規定とに分け、それぞれ

れの趣旨を明確にすべきである。約款に確認的注意規定を置くことを、法的意味の乏しいことを理由に避けるべきではない。契約者にとってはいずれも重要であり、ただ、誤解を招くことが良くないだけである。

- ⑤生保型傷害保険は、災害別表における分類提要からの採択を除外した項目を立証責任分配の根拠とするなど、不明瞭な約款をもって「抜打的に」抗弁してきたことを反省し、災害別表を廃止すべきである。